

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年4月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 04-2968-3384 (月～金曜日 09:00～17:00)

担当 介護支援専門員 _____/管理責任者 田中直人

※ ご不明な点等は、お問い合わせください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所 みかじま
所在地	埼玉県所沢市三ヶ島5丁目1636番地
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (第1172504407号)
サービスを提供する 実施地域※	所沢市 狭山市 入間市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 2名以上

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後5時まで、但し、営業時間外も24時間連絡体制をとっています。

(土曜・日曜・年末年始12月30日～1月3日は休業)

3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的な流れ」参照

4. 居宅介護支援に係る事業所の義務について

- (1) 居宅介護支援のサービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院等に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院等に伝えるように求めます。
- (2) 介護支援専門員は、居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況、その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師、薬剤師に提供します。
- (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療系サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師（入院中は入院医療機関）又は歯科医師の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画書を作成した際には、当該居宅サービス計画書を主治医等に交付します。
- (4) 利用者は、居宅介護支援の提供の開始に際し、複数の居宅サービス事業者を紹介するよう、求めることができます。

- (5) 利用者は、介護支援専門員がケアプランに位置付けた指定居宅サービス事業者等について、その事業者を選定した理由の説明を求めることができます。
- (6) 介護支援専門員は、職務にあたり高齢者虐待の早期発見に努めます。また、国や地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止のための啓発活動および虐待を受けた方の保護のために各種施策へ協力します。
- (7) 介護支援専門員は、職務にあたり衛生管理に努め、感染症対策を適切に講じ、対策に対する知識を身につけるための研修受講等の自己研鑽に努めます。

5. 利用料金等

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。

① 基本料金 ※「地域区分1単位の単価（6級地） 10,42円」

- 要介護1・2 11,316円
- 要介護3・4・5 14,702円

② 加算料金

●初回加算 3,126円

新規及び要介護状態区分2段階以上変更時の計画策定時

●特定事業所加算(Ⅲ) 3,365円

以下算定要件を満たし所沢市に届け出をしている。

主任介護支援専門員1名、介護支援専門員2名を配置

24時間の連絡体制

計画的な研修の実施

特定事業所集中減算不適用

●入院時連携加算

加算名	料金	加算要件
入院時情報連携加算（Ⅰ）	2,605円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに職員に対し利用者の必要な情報提供をしている。
入院時情報連携加算（Ⅱ）	2,084円	利用者が病院又は診療所に入院した翌日又は翌々日に職員に対し利用者の必要な情報提供をしている。

●退院・退所加算

利用者が医療機関や介護保険施設等から退院・退所し、その居宅において居宅サービスを利用する場合、当該医療機関等から利用者の情報を面談により受けている。

加算名	料金	加算要件
退院・退所加算（Ⅰ）1	4,689円	病院等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けている。

退院・退所加算（Ⅰ）2	6,252 円	病院等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより、1 回受けている。
退院・退所加算（Ⅱ）1	6,252 円	病院等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回受けている。
退院・退所加算（Ⅱ）2	7,815 円	病院等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上カンファレンスによる。
退院・退所加算（Ⅲ）	9,378 円	病院等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、うち1回以上カンファレンスによる。

●通院時情報連携加算 521 円

利用者が医療機関において医師又は歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等との連携を行い当該情報を踏まえてケアプランに反映させた場合

(2) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

6. サービス種別およびサービス提供事業者の利用割合

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

7. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情、居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。

連絡先電話番号 04-2968-3384 受付日時 営業時間と同じ

(2) その他の窓口

名称	連絡先電話番号	受付日時
所沢市介護保険課	04-2998-9420	平日 8:30~17:15 土・日曜祝日、年末年始は休み
狭山市長寿安心課	04-2953-1111 (代)	平日 8:30~17:15 土・日曜祝日、年末年始は休み
入間市介護保険課	04-2964-1111 (代)	平日 8:30~17:15 土・日曜祝日、年末年始は休み
埼玉県国民健康保険団体連合会	048-824-2568	午前8時30分~正午、 午後1時~午後5時 (土・日・祝日は除く)

8. 事故発生時の対応

- (1) 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡をするとともに、必要な処置を講じるとともに、管理者に報告をしなければならない。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

9. ハラスメント対策

- (1) 事業所は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が、事業所の職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷当の迷惑行為、セクシュアルハラスメント等の行為を禁止します。

10. 虐待防止への取り組み

- (1) 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又は再発を防止するため以下の措置を講じます。
委員会の設置 指針の整備 定期的な研修の実施 担当者の設定
- (2) 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに行政機関へ通報します。

1 1. 身体拘束等の適正化への取り組み

事業所は利用者の生命および身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他行動を制限する行為は行いません。やむを得ず行う場合は、その態様および時間、利用者の身心の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

1 2. 衛生管理への取り組み

- (1) 事業所は、事業所において感染症の発生又はまん延を防止するため以下の措置を講じます。
委員会の設置 指針の整備 定期的な研修の実施 担当者の設定
- (2) 事業所は、事業所において感染症が発生した場合は、上記の対策を速やかに実施し、まん延防止に努めます。

1 3. 業務継続について

- (1) 感染症まん延や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画「業務継続計画」を策定します。
- (2) 感染症まん延や非常災害発生時は当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

14. 当法人の概要

法人種別・名称 医療法人 泰一会
代 表 理事長 木 川 泰 宏
所在地 〒357-0034 埼玉県飯能市東町12番2号
TEL 042-975-7575

事業内容 業務概要 病院、介護施設等 事業所数

1. 飯能整形外科病院
〒357-0034 埼玉県飯能市東町 12-2
TEL 042-975-7575 (代表)
2. 通所リハビリテーション きがわ
〒357-0034 埼玉県飯能市東町 4-1
TEL 042-975-7355 (代表)
3. 所沢リウマチ・スポーツクリニック
〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町9-22 いせきビル3階
TEL 04-2926-2727 (代表)
4. 介護老人保健施設 いるまの里
〒358-0054 埼玉県入間市野田 1630
TEL 04-2933-1000 (代表)
5. 居宅介護支援事業所 在宅サポートセンター きがわ
〒358-0054 埼玉県入間市野田 1630
TEL 04-2933-1700 (代表)
6. 介護老人保健施設 みかじま
〒359-1164 埼玉県所沢市三ヶ島5-1636
TEL 04-2938-1818 (代表)
7. 介護老人保健施設 はつかり
〒350-0857 埼玉県川越市大字松郷杉下町821-1
TEL 049-298-8277 (代表)
8. 和光リハビリテーション病院
〒351-0113 埼玉県和光市中央2-6-75
TEL 048-464-6111 (代表)
9. 多摩北整形外科病院
〒189-014 東京都東村山市本町1-19-21
TEL 042-306-3090 (代表)

グループ

医療法人 靖和会 飯能靖和病院
医療法人 靖和会 飯能市東吾野医療介護センター
医療法人 靖和会 介護老人保健施設 やまぶきの郷
医療法人 靖和会 介護老人保健施設 小江戸の郷
医療法人 好友会 飯能老年病センター
社会福祉法人 靖和会 特別養護老人ホーム つつじの園
社会福祉法人 靖和会 特別養護老人ホーム 第二つつじの園
社会福祉法人 靖和会 特別養護老人ホーム 入間つつじの園

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

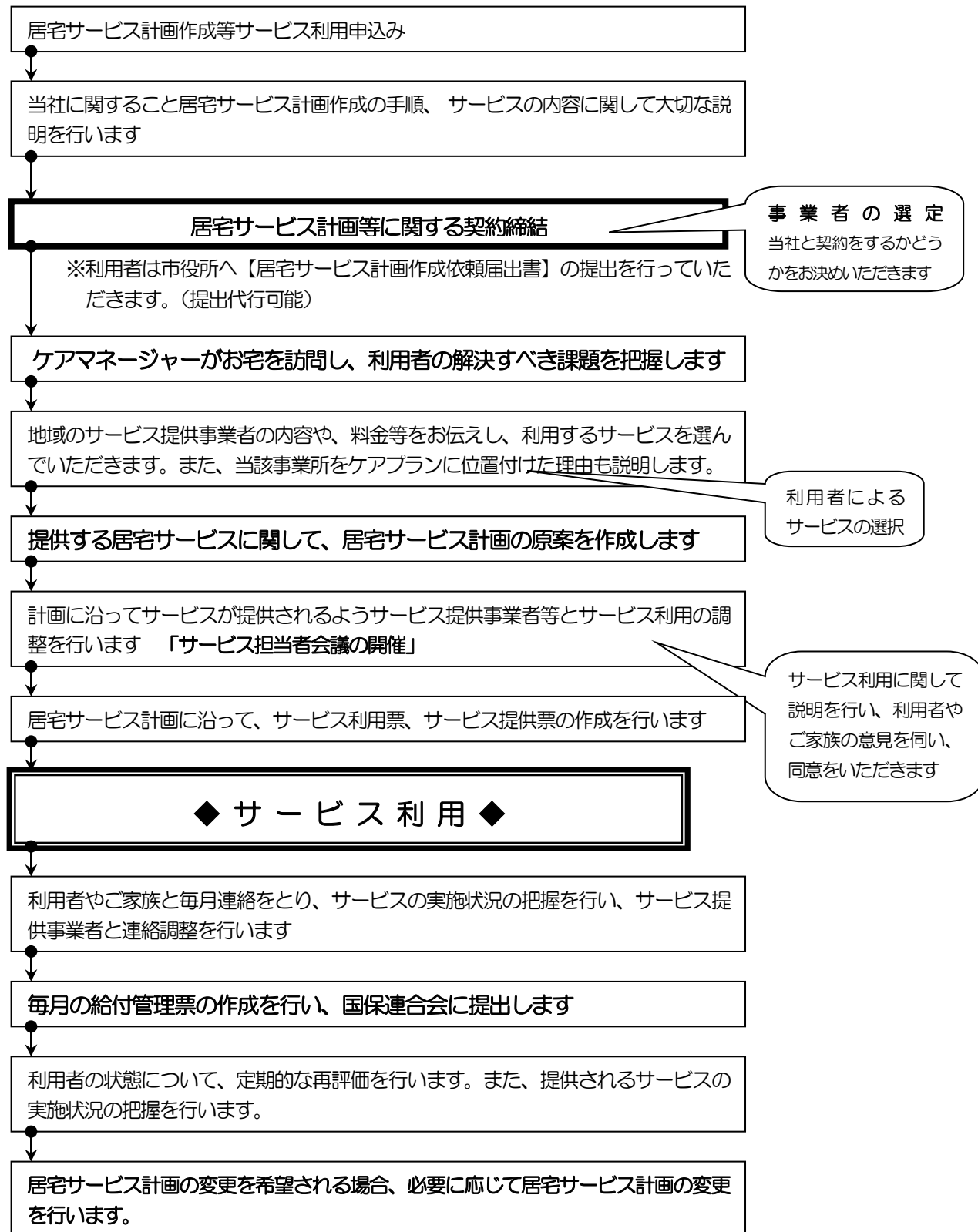
4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	埼玉県所沢市三ヶ島5丁目1636番地
	名 称	医療法人泰一会
		居宅介護支援事業所 みかじま

説明者 _____

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

(利用者) 住 所

氏 名 _____

(代理人) 住 所

氏 名 _____

